

保育所等における送迎バス等安全対策支援事業について

1 概要

令和4年9月に発生した園児のバス置き去り事故を踏まえ、送迎バス等への安全装置の設置及び子どもの活動時や午睡時の事故防止等に係る費用の一部を補助することにより、子どもの安全・安心を確保する（保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金の拡充）。

2 対象施設

認可保育所（区立・私立）、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設

3 補助対象経費

- (1) 送迎バスにおける子どもの置き去り防止に係る経費
- (2) 施設内外での子どもの活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止に係る経費
- (3) 子どもの午睡時の事故防止対策に必要な備品の購入等の経費

4 補助基準額

- (1) 3(1) 1台当たり100万円
- (2) 3(2)及び(3) 1施設当たり200万円

5 対象期間

令和5年4月から令和6年3月まで

6 スケジュール

- | | |
|-----------|---------------------|
| 令和5年6月下旬 | 各保育施設に対する所要額調査 |
| 令和5年8月下旬 | 東京都に対する交付申請 |
| 令和5年11月 | 議会報告 |
| 令和6年3月 | 各保育施設に対する実績報告依頼 |
| 令和6年4月～5月 | 各保育施設の実績額確定・支払（確定払） |